
*
* 令和 7 年度 第 3 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和7年度 第3回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和7年6月11日 午後 1時30分 招集
2. 令和7年6月11日 午後 1時25分 開会
3. 令和7年6月11日 午後 2時55分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	7 件	許 可
		第 1 0 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	3 件	許 可
		第 1 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	2 件	許 可
		第 1 2 号	農用地利用集積等促進計画の決定について	6 件	決 定
8		署 名 委 員			
			1 5 番	伊 達 千 鶴 子	
			1 6 番	綱 島 謙 一	
9		議 事 の 内 容			
		令和 7 年 度 第 3 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録			
		令和 7 年 6 月 1 1 日（水） 高 梁 市 役 所 3 階 大 会 議 室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 7 年度第 3 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。15 番伊達委員と 16 番綱島委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。11 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 9 号 11 番朗読説明 － 11 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 3 筆 3,903㎡です。譲受人の通作距離は、200m 以内、耕作面積は 6,545㎡、家族 3 人中耕作人は 1 人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の生前贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については 6 月 9 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
中曾委員	この案件は親子間の生前贈与です。現地は綺麗に田植えをされていました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。11 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、11 番については許可とすることに決定しました。
	農業委員会会議規則第 18 条の規定により、山元委員の除斥を求めます。
	（山元委員退席）
議 長	次に、12 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 9 号 12 番朗読説明 － 12 番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 1 筆 1,204㎡です。譲受人の通作距離は、200m 以内、耕作面積は 7,692㎡、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人は遠方に在住しており、高齢となり財産処分を進める中で、地元に住んでいる譲受人と協議し、無償で譲り渡すことになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については 6 月 3 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
田平委員	ぶどうのほ場で譲受人の方が既に耕作されている様子でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１２番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１２番については許可とすることに決定しました。 山元委員の除斥を解きます。
議 長	(山元委員着席)
中藤局長	次に、１３番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第９号１３番朗読説明 － １３番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑６筆５，６５８㎡です。譲受人の通作距離は、３００ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族１人中耕作人は１人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人は祖父の農地を父親が亡くなっていたため代襲相続で取得していました。しかし、実際の管理は譲受人が行っており、実際の形にするためこの度贈与することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については６月３日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、６ページから７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 惣田委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	一部は荒れていましたが、他はすぐ耕作できる状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１３番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、１４番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第９号１４番朗読説明 － １４番は、譲受人が、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆４９５㎡です。譲受人の通作距離は、３０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族３人中耕作人は２人、対価は１０アール当り１１７万円です。この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、取得する空き家の住所は、備考欄に記載している住所であり、通作距離の計算はその住所から行っています。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、６月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。

伊達委員 議 長 議 長 議 長	申請地は山際にある小さい畑で少し草が生えている状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。１４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、１４番については許可とすることに決定しました。 次に、１５番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第９号１５番朗読説明 －
中藤局長 議 長 小野貫治委員 議 長 議 長 議 長 中藤局長	１５番は、譲受人が、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地のうち田については、３筆４，７２６㎡です。畑については、１筆２５８㎡で、合計４筆で４，９８４㎡です。譲受人の通作距離は、３km以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族２人中耕作人は２人、対価は１０アール当たり２０万円です。この案件につきましては、説明のとおりに空き家バンク利用によるものであり、取得する空き家の住所は、備考欄に記載している住所であり、通作距離の計算はその住所から行っています。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、６月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、９ページから１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 農地は２か所に分かれていて、一方はすぐ耕作できる状態で、もう一方は荒れていました。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。１５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、１５番については許可とすることに決定しました。 次に、関連がありますので１６番及び１７番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第９号１６番及び１７番朗読説明 － １６番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、１筆１，９３２㎡です。譲受人の通作距離は、７km以内、耕作面積は２９，０８４㎡、家族２人中耕作人は１人、対価は１０アール当たり３０万円です。 １７番は、譲受人は同一人が、譲渡人から同様の理由により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田４筆１，５７８㎡です。譲受人の通作距離、耕作面積、耕作人、対価は同様です。 この２件の案件につきましては、譲渡人が管理に困っていた中で、譲受人が引き受けることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、６月３日に担当委員と現地調

議 長 三村委員 議 長 議 長 議 長	査を行っています。地図については、１１ページから１３ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人の耕作面積が広いですが、きちんと耕作されていて、現地も綺麗な状態だったので特に問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。１６番及び１７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、１６番及び１７番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第１０号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。４番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長 議 長 佐藤委員 議 長 議 長 議 長	－ 議案第１０号４番朗読説明 － ４番は、転用者が申請農地を墓地及び進入路に転用する案件です。申請農地は、畑２筆２６．７２㎡です。この農地の農地区分は２種農地であり、施設の概要としては、墓地９．７２㎡、進入路１７㎡です。資金については、自己資金１８４万５千円です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、６月９日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、１４ページから１５ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 既に分筆されているようで、周りへの影響もないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、４番については許可とすることに決定しました。 次に、５番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第１０号５番朗読説明 － ５番は、転用者が申請農地を墓地及び進入路に転用する案件です。申請農地は、畑２筆５７㎡です。この農地の農地区分は２種農地であり、施設の概要としては、墓地１９㎡、進入路３８㎡です。資金については、自己資金１００万円です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、６月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、１６ページから１７ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	事前着工もなく、周囲へ悪影響を及ぼすようなことはないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、５番については許可とすることに決定しました。
	次に、６番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第１０号６番朗読説明 － ６番は、転用者が申請農地を参道に転用する案件です。申請農地は、田１筆１６㎡です。この農地の農地区分は２種農地であり、施設の概要としては、参道１６㎡です。資金については、自己資金１００万円です。この案件につきましては、墓地については１月の総会で許可を出しておりますが、参道が必要となったということで、追加で農振除外を行い、ここで申請されたものです。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、６月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、１８ページから１９ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	この案件につきましても先ほどと同様に事前着工もなく、周りにも影響はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、６番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第１１号 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。８番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第１１号８番朗読説明 － ８番については、転用者が、設定人から申請農地に賃借権を設定し、仮設事務所及び露天駐車場並びに通路を設置するために一時転用するものです。申請農地は、畑２筆９４６㎡です。この農地の農地区分は農用区域内農地であり、一時転用が認められる期間は前回の期間も含めて３年以内となっています。賃借料については年９万円です。施設の概要としては、仮設事務所２棟 ２４．８㎡、露天駐車場 １２０㎡、通路 ８０㎡です。資金については自己資金２０万円です。一時転用期間は備考欄に記載しておりますとおり、令和７年７月１日から令和８年３月３１日までとなっております。この案件につきましては、有漢工業団地第２期造成工事施工に伴う一時転用で、前回の許可からの継続です。ちなみに前回の一時転用期間は、令和６年６月２２日から令和７年６月３０日までです。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利

	を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。地図等は、20ページから21ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありました。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。8番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
	挙手全員ですので、8番については許可とすることに決定しました。
	次に、9番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第11号9番朗読説明 － 9番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田1筆1,249㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は48万円です。施設の概要としては、太陽光パネル160枚、発電量は49.50kWであり、資金については、自己資金610万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、6月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、22ページ及び23ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
渡邊委員	以前は田として耕作されていた農地で、排水に使える水路もあるので、特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。9番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、9番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第12号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から6番について説明をお願いします。
藤代書記	それでは、3ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和7年6月30日、利用権の設定を受ける者は6名、利用権の設定をする者は5名、利用権の設定をする件数は6件、利用権設定面積は16,288㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
	－ 議案書にもとづいて、1番から6番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、1番から6番について発言をお願いします。
瀬戸川委員	6番については所有者不明ということで手続きを進められていたようですが、所有者はいなかったということなのですか。また、賃借料は誰が受け取るようになるのでしょうか。
中藤局長	制度上、配偶者と子だけを搜索するようになっており、この案件では両方亡くなっている状態だったので、公示を経て賃借契約

佐々木委員 中藤局長 議 長 議 長 議 長	の流れとなっています。賃借料は中間管理機構が受け取るようになります 所有権移転でこの制度を活用できるのでしょうか。 この制度では賃借までしか対応できません。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。1番から6番について採決を採ります。1番から6番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、1番から6番については決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第3回総会を閉会します。 令和7年6月11日 会 長 土 岐 康 夫 15番 伊 達 千 鶴 子 16番 綱 島 謙 一
---	--